○財務省告示第六十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十八年二月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日　　財務大臣　麻生　太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百四十一回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五	発行額	額面金額で三十一億九千四百八十五万円
六	払込金額	三十二億二千百六十八万六千七百四十円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九	発行日	平成二十八年二月八日
十	発行価格	額面金額百円につき百円八十四銭
十一	利率	年〇・三パーセント
十二	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{50}{365}$
十三	初期利子	平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。 額面金額 $\times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$
十四	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五	償還期限	平成三十七年十二月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利金支払場所	日本銀行
十八	払込期日	平成二十八年二月八日

○財務省告示第六十八号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十八年二月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日　　財務大臣　麻生　太郎

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第六十八回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で百五十三億六百六十九万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十八年二月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・〇五パーセント
十	初期利子	平成二十八年八月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。 額面金額 $\times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$
十一	第二期以後の利子	毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二	償還期限	平成三十一年二月十五日
十三	償還金額	額面金額百円につき百円
十四	払込期日	平成二十八年二月十五日
十五	払込場所	日本銀行の本店又は支店
十六	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、平成二十九年二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ㈠　平成二十九年二月十五日から平成二十九年八月十五日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ $\times 2$ －受入経過利子に相当する金額） なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。 額面金額 $\times \frac{0.05}{100} \times \frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$ ㈡　平成二十九年八月十五日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100} \times \frac{1}{2}$